

大和市告示第181号

大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年大和市条例第27号）第14条第2項の規定により、小規模受水槽水道検査機関を次のとおり指定した。

平成25年10月21日

大和市長 大 木 哲

1 指定した日

平成25年10月10日

2 指定した者

名 称	主たる事業所の所在地	検査の業務の 開始年月日
株式会社総合水研究所	大阪府堺市堺区神南辺町一丁4番地6	平成25年12月1日
一般財団法人かながわ水・ エネルギーサービス	厚木市中町四丁目16番21号	平成25年11月1日